

神奈川県PTA協議会安全互助会は

令和2年度から

年会費 そのまま（1世帯 100円）で

PTA賠償責任保険の補償内容がさらに充実します！

- 提供飲食物危険補償（2020年4月新登場）
- 法律相談対応費用補償（2020年4月新登場）

この2つの特約を すべてのPTA加入団体に 保証します！

PTA賠償責任保険

日本国内でのPTA主催・共催の活動に起因し、他人の身体、財物に損害を与え、PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

基本補償例 例えばこのような場合の対人・対物・保管物の補償

- 対人・対物補償の被保険者にはPTAだけでなく、**PTA役員が含まれます。** **2020年4月改定**

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



<お支払いする保険金>

- ① 損害賠償金 ② 損害発生・拡大防止費用 ③ 求償権保全費用 ④ 緊急措置費用
- ⑤ 争訟費用 ⑥ 保険会社への協力費用

オプション補償 2つの特約で補償が充実します。 ※ご契約内容をご確認ください。

- **提供飲食物危険補償** **2020年4月新登場**

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償



- **法律相談対応費用補償** **2020年4月新登場**

PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償

弁護士相談・弁護士紹介サービス

トラブルに関して、弊社提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。



PTA団体傷害保険

日本国内でのPTA主催・共催の行事参加中に被ったケガについて保険金をお支払いします。

補償内容例 例えこのような場合のケガの補償

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



<お支払いする保険金>

- ①死亡保険金 ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④手術保険金 ⑤通院保険金

※ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約)

ケガには急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害を含みます。(熱中症危険補償特約)

保険の対象者

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事※への参加が事前にPTAより認められている方

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称問わず）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

PTA団体傷害保険に関しては これまで通りの補償内容を維持します

神奈川県全域のすべての会員校をつなぎ、安心・安全な活動ができるようにサポート各小中学校PTA会員校の児童・生徒ならびにPTA会員（保護者・教職員）等の皆さまが、活動中に生じるさまざまな事故やトラブルについて補償します

県PTA安全互助会への加入をぜひご検討ください

神奈川県PTA協議会安全互助会
理事長 笹原 和織

事務局 横浜市中区南仲通3-26 カーニープレイス横浜関内ビル8階

Tel 045-228-7521 Fax 045-228-7541

Email office@pta-kanagawa.gr.jp

なお詳細は、各校に配布の『神奈川県PTA協議会安全互助会ご案内』および『手引き』をご覧ください。